

佐世保市環境基本計画
(2018 年度～2027 年度)
中間見直し



2023（令和 5）年 3 月

はじめに

本市では、平成 17 年 3 月に「佐世保市環境基本条例」を制定し、持続的な発展を続けながら、本市の豊かな自然環境を守り、育み、次世代へと引き継いでいくという思いをもって、種々の環境問題に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、地球温暖化を主な要因とした気候変動の影響は、世界でも解決すべき喫緊の課題となっており、我が国では令和 2 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルが表明されました。



このような国内外の情勢の中、本市では、令和 4 年 2 月 17 日に、2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球規模での環境保全にも取り組んでまいるとの強い決意を示したところです。

これらの脱炭素社会の実現に向けた取り組みの進展や、SDGs などの社会への浸透といった、環境問題を取り巻く情勢の変化に対応するため、このたび、平成 30 年 3 月に策定した「佐世保市環境基本計画（2018 年度～2027 年度）」について、計画後半に向けての中間見直しを行いました。

今回の中間見直しでは、本市ならではの望ましい環境像「豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち」の実現に向け、課題解決に向けた取り組みを 5 つの基本目標としてとりまとめ、それぞれに具体的な指標を掲げています。

あわせて、環境政策の一体的な推進を図るため、これまで個別の計画であった「佐世保市環境教育等推進行動計画」、「させぼ市役所エコプラン」について、本計画に統合し、環境教育・環境学習の推進や、佐世保市役所の事務事業における温室効果ガス排出削減の取り組みについても、環境基本計画の諸施策と連携して取り組むこととしました。

複雑多様化するさまざまな環境問題に対し、市民・関係団体・事業者の皆さま方と手を携えて取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

結びに、計画の改定に当たり貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆さま、熱心にご議論くださいました「佐世保市環境政策審議会」、「佐世保市環境教育等推進協議会」の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

佐世保市長 朝 長 則 男

「佐世保市ゼロカーボンシティ宣言」

本市は 2022（令和 4）年 2 月 17 日、2050 年までに市内からの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しました。

当面の目標としては、国が示した目標と合わせ、2030 年までに温室効果ガス排出量の 2013 年比 46%削減を目指します。



長崎県佐世保市長 朝長 則男 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として 2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 571 地方公共団体となりました。我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度 46 パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への 3 つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後 30 年間のうち、とりわけこの 5 年間、10 年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯

佐世保市ゼロカーボンシティ宣言に際しての環境大臣メッセージ

〇ロゴマークについて

佐世保市では、ゼロカーボンシティ宣言について市民や企業などの皆様に広く PR するためのロゴマークを作成しました。



未来へつなぐ ゼロカーボン！
ZERO CARBON CITY
SASEBO

ロゴマークに込めた意味

〇本市の豊かな自然の象徴である「九十九島」、その中でも造形が特徴的な「オジカ瀬」をモチーフとしました。

〇オジカ瀬の特徴である松の木を上部に配置するとともに、九十九島の穏やかな波を下部に配置しています。

〇文字を囲む円は「0（ゼロ）」のほか「カーボン」・「シティ」のそれぞれの頭文字である「C」をイメージしています。



オジカ瀬

〇みんなでつくる”ゼロカーボン”

「“ゼロカーボン”、大事なのは分かるけど、いったい何をすればいいの？」という方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、市民の皆さんが日常生活のなかでできる「ゼロカーボン」の取り組みについてまとめてみました。



★みんなでつくるゼロカーボン・今からできる 10 の取り組み

※おうちの中でできること

①エアコン中の室温は、冷房時 28 度・暖房時 20 度を目安に

夏は冷房、冬は暖房。熱中症や風邪の防止にエアコンは欠かせません。でも、少し温度を調整するだけで、消費電力には大きな差が。

エアコン運転時は、室温の目安を冷房時は 28 度・暖房時は 20 度にするだけで、CO₂排出量の削減に貢献できます。



②照明はこまめに消灯を

暮らしに欠かせない照明。でも、使っていない部屋までつけっ放しにしていますか？

こまめに消灯し、CO₂の削減に取り組みましょう。



③冷蔵庫を整理して、電力消費量と食品ロスを減らしましょう

冷蔵庫の中がいっぱいだと、電気をたくさん消費します。

冷蔵庫の中をこまめにチェックし、きちんと食材を使うことで CO₂だけでなく、食品ロスも減らせます。



④ごみカレンダーをチェックして、きちんと分別・リサイクル

缶・ビン・ペットボトルなどの資源ごみは、リサイクルで再び皆さんの暮らしに役立ちます。

きちんと分別することで、資源の有効活用だけでなく、製造に係るコストや CO₂の削減にも役立ちます。



※お出かけのときにできること

⑤お買い物はマイバッグ持参で

レジ袋は丈夫で便利な入れ物ですが、使った後はごみになってしまいます。

マイバッグを使えば、原料の節約・焼却時の CO₂削減と、一石二鳥の効果です。



⑥運転は、ふんわりアクセル・エコドライブ

急なアクセル・ブレーキやアイドリングは、燃料を余分に消費し温室効果ガスも多く排出します。エコドライブで、車を運転しながらゼロカーボンの実現にも貢献しましょう。



⑦なるべく公共交通機関や自転車を利用しよう

「ちょっとそこまで」の時は徒歩や自転車で、「バスや電車でも問題ない」時には公共交通機関で。

マイカーのエンジンをかける前に、検討してみましょう。



※暮らしの節目で考えよう

⑧太陽光発電や温水器の検討を

ご自宅の改築・改装は、よりエコな設備の導入のきっかけになります。費用と効果の検討に、「エコ」の視点も取り入れて、太陽光を活用した発電・給湯設備のご検討をお願いします。



⑨車を買うときは「エコカー」の検討を

電気自動車、ハイブリッド車、低燃費車。ひとくちに「エコカー」といってもいろいろな種類があります。その中には、皆さんのニーズにあう「エコカー」もあるのではないのでしょうか。マイカー購入の際は「エコカー」についてもご検討ください。



⑩おうちを立てるときは、省エネタイプの検討を

現在の住宅建築には、断熱材による省エネや太陽光発電による「創エネ」など、様々な環境にやさしい工夫があります。

おうちを建てるときには、間取りなどと合わせて「エコ」にも目を向けてみてください。



※国では、上に掲げた取り組みも含め、一人ひとりが脱炭素に向けてできる 30 の取り組みを「ゼロカーボンアクション30」として紹介しています。(出典：環境省ホームページ)

エネルギーを節約・転換しよう! 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化	太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう! 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH (ゼッチ) 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池 (車載の蓄電池) ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫	CO2の少ない交通手段を選ぼう! 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ	食ロスをなくそう! 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった草食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
環境保全活動に積極的に参加しよう! 21 植林やゴミ拾い等の活動	CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう! 22 脱炭素型の製品・サービスの選択 23 個人のESG投資	3R (リデュース、リユース、リサイクル) 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理	サステナブルなファッションを! 28 今持っている服を長く大切に着る 29 長く着られる服をじっくり選ぶ 30 環境に配慮した服を選ぶ

【 目 次 】

I 中間見直しについて	1
1. 中間見直しの経緯	1
2. 社会情勢の変化	2
3. 本市の概況	9
4. 中間見直しの方針	16
II 計画の基本的事項	17
1. 計画の役割と位置づけ	17
2. 計画の期間	17
3. 計画で対象とする環境の範囲	18
4. 計画の主体と役割	18
III 望ましい環境像・基本目標	20
1. 基本理念	20
2. 望ましい環境像	21
3. 基本目標の見直し	22
IV 環境像を実現するための取り組み	23
1. 施策体系	23
2. 環境像を実現するための取り組み	25
【基本目標1】自然環境の保全	25
【基本目標2】安全・安心な生活環境の保全	33
【基本目標3】ごみの減量・資源化	44
【基本目標4】カーボンニュートラルの推進	51
【基本目標5】エコライフ・環境教育の推進	59

V 地球温暖化対策	65
1. 基本的な事項.....	65
2. 温室効果ガス排出量の現状.....	67
3. 温室効果ガスの排出削減目標.....	69
4. カーボンニュートラル実現に向けた取り組み	81
5. 佐世保市役所における取り組み（事務事業編）	84
6. 気候変動への適応に関する取り組み	88
VI 環境教育等の推進.....	92
1. 基本的な事項.....	92
2. 環境教育の現状と課題	92
3. 環境教育の基本的方向性と施策の展開	93
VII 計画の推進体制・進管理	105
VIII 資料編.....	106
資料 1. 佐世保市環境基本条例.....	107
資料 2. 佐世保市環境政策審議会 委員名簿	112
資料 3. 佐世保市環境政策審議会 環境基本計画部会 委員名簿	112
資料 4. 佐世保市環境教育等推進協議会 委員名簿.....	113
資料 5. 環境基本計画改定経緯.....	113
資料 6. 諮問書及び答申書	114
資料 7. 温室効果ガス排出量の推計及び削減目標の設定	115

I 中間見直しについて

1. 中間見直しの経緯

佐世保市環境基本計画は、佐世保市環境基本条例第 10 条に基づく計画です。

これまで、現計画を含め、4 回の計画を策定しています。

今回、現計画の計画期間の半分の 5 年を経過すること、また、現計画の策定後に、SDGs などの社会への浸透や、カーボンニュートラルの国を挙げての推進などといった大きな変化があったことを踏まえ、中間見直しとして、「佐世保市環境基本計画 2018 年度～2027 年度 改定版（以下「本計画」という。）」を策定しました。

なお、本計画では、以下の計画を含めて策定しています。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」に基づく「環境教育、協働取組等に係る行動計画」

これまで策定した環境基本計画

本計画



図 本市の環境基本計画の歴史

2. 社会情勢の変化

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

17 の目標と 169 のターゲットは相互に関連しており、複数の課題を統合的に解決することや、ひとつの行動によって複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」を目指すという特徴を持っています。

環境・経済・社会などに関する目標が含まれており、目標達成のためには、多種多様な主体の連携が必要不可欠です。



図 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

出典：持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド [第 2 版]（環境省）

6 ページに後述する第 7 次佐世保市総合計画では、「環境政策」において、上記目標のうち、下記の 10 項目を該当する目標として掲げており、本計画においてもそれに準じます。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 3. すべての人に健康と福祉を | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 12. つくる責任つかう責任 |
| 6. 安全な水とトイレをみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 15. 陸の豊かさを守ろう |

(2) 2050 年カーボンニュートラル

2015（平成 27）年 12 月、フランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」こと、また、そのために、早期に温室効果ガス排出量をピークアウトし、「21 世紀後半のカーボンニュートラルを実現」することを掲げています。

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量から森林吸収量などを差し引いて、正味ゼロとすることを意味しており、カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化が必要となります。

これを受けて、日本政府は、2020（令和 2）年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

2021（令和 3）年 5 月 26 日に改正された地球温暖化対策推進法では、「パリ協定」、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、「2050 年までの脱炭素社会の実現」、「環境・経済・社会の統合的向上」、「国民を始めとした関係者の密接な連携」を基本理念として掲げています。

また、気候変動による影響に対応し、これによる被害防止等を図ることを目的とした「気候変動適応法」が 2018（平成 30）年 12 月 1 日に施行されています。国では、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の 2 つの法律に基づき、気候変動対策が推進されています。

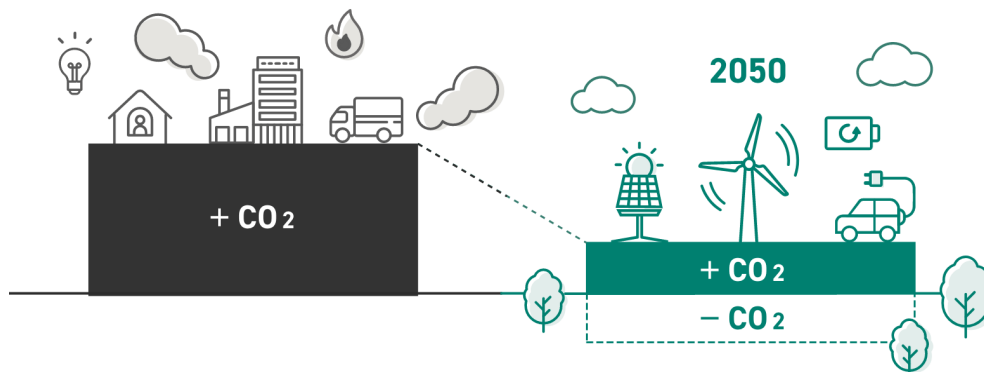


図 カーボンニュートラルのイメージ

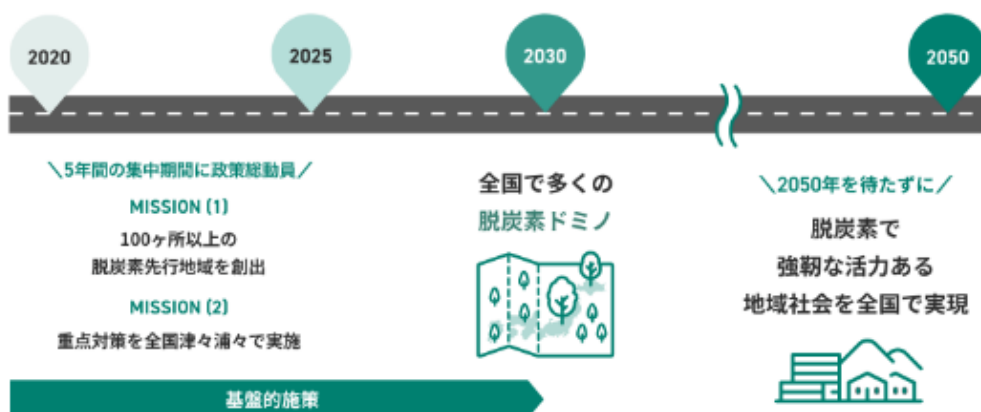


図 カーボンニュートラルの実現に向けての進行イメージ

出典：脱炭素ポータル（環境省）

(3) 第5次環境基本計画

国が2018(平成30)年に策定した第5次環境基本計画では、SDGsの考え方も活用しながら、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化のため、分野横断的な6つの重点戦略が設定されています。

環境政策によって、あらゆる観点からのイノベーションの創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長に繋げることを目指すものです。

各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合うことで、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、経済社会活動の向上につなげていくことや、幅広い関係者とのパートナーシップの充実・強化が重要であるとされています。

第5次環境基本計画で示されている”目指すべき社会の姿”

1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。
 - ① **公害を克服**してきた歴史
 - ② 優れた**環境技術**
 - ③ 「もったいない」など**循環**の精神や自然と**共生**する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。



図 地域循環共生圏のイメージ

出典：第5次環境基本計画の概要（環境省）

(4) 環境教育等促進法

国では、国際的な環境問題への取り組みの加速化や学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、2011（平成 23）年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改正し、環境教育等促進法を公布しました。

環境教育等促進法では、以下の 6 つの考え方により、環境保全活動・環境教育の一層の推進と、幅広い実践的人材づくりと活用を図ることとしています。

環境教育等促進法の 6 つの考え方

① 基本理念等の充実

⇒ 法律の基本理念などに「生命を尊ぶこと」、「経済社会との統合的发展」などを追加

② 地方自治体による推進枠組みの具体化

⇒ 地方公共団体について、地域の関係者からなる協議会の設置などによる環境教育等に係る行動計画の作成の努力義務を規定

③ 学校教育における環境教育の充実

⇒ 学校施設の整備における適切な環境配慮、教育を通じた環境保全の努力義務

④ 環境教育等の基盤強化等

⇒ 環境教育等の取り組みを支援する環境教育等支援団体の指定制度の創設

⑤ 自然体験等の機会の場の提供の仕組みの導入

⇒ 自然体験活動等の機会の場について、都道府県知事が認定できる制度の導入

⑥ 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

⇒ 国の政策形成への民意の反映、環境保全活動に関して NPO への国の支援など

（５）第７次佐世保市総合計画

本市が2020（令和2）年3月に策定した「第7次佐世保市総合計画」では、「環境政策」における「望まれる姿」として、「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げています。

後述するように、環境基本計画は市のマスタープランである総合計画の環境版実行計画でもあることから、上記の「望まれる姿」との整合性を図る必要があります。

政策名

環境政策



施策1：環境保全活動の推進

施策2：ごみの減量化と適正処理の促進

望まれる姿

自然と快適な生活が共存するまち

部局の使命

廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境により行動を自ら選び取り組む「環境市民」を育成することで、持続可能な循環型のまちづくりを行うことを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
温室効果ガス削減率（平成25年度比）	8.8%	↑

図 第7次佐世保市総合計画に示している環境政策の例

出典：第7次佐世保市総合計画（佐世保市）

(6) グリーン・リカバリー

近年の新型コロナウイルスの感染拡大により、世界的な規模で社会や経済に大きな影響が及んでいます。

このいわゆるコロナ禍で沈滞した社会・経済を復興するに際し、単にコロナ感染拡大以前の状態に戻すのではなく、地球温暖化の防止や、自然環境における生物多様性の保全に配慮して社会・経済の復興を図っていかうとする取り組みのことを「グリーン・リカバリー」といいます。

グリーン・リカバリーの動きは欧州などを中心に始まったものですが、国においても、2020（令和2）年9月に「新型コロナウイルスからの復興と気候変動・環境対策に関するオンライン・プラットフォーム」を国連気候変動枠組条約事務局と共催するなど、グリーン・リカバリーへの取り組みを推進しています。

同プラットフォームでは、経済・社会のリデザイン（再設計）に向けた3つの移行として、

- | |
|--------------|
| ①「脱炭素社会」への移行 |
| ②「循環経済」への移行 |
| ③「分散型社会」への移行 |

の重要性を発信しています。

これらの3つの移行は、SDGs やカーボンニュートラルの取り組みとも密接な関連を有しており、グリーン・リカバリーの考え方は、これからの環境政策を考えていくうえでも極めて重要な視点であると考えられます。

(7) GX（グリーントランスフォーメーション）・カーボンプライシング

グリーントランスフォーメーション（略称：「GX」）とは、経済活動における温室効果ガスの排出源である化石燃料や電力の使用を、再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換することで、経済成長と環境保護を両立させながら社会経済を変革させる取り組みを指します。

国においては、この後に触れる 2050 年カーボンニュートラルを実現しつつ、産業の競争力を高めていくためにも、先進的な企業群が率先してグリーントランスフォーメーションに取り組み、産業界を牽引していくことが重要であるととらえ、その具体的な方策や支援の枠組みを検討しているところです。

これらの取り組みの実現には、国だけでなく、地方公共団体としての「官（公）」や、「学（大学・研究機関）」・「金（金融部門）」などの幅広い連携が必要と考えられます。

また、このような経済界の動きを受け、炭素に価格を付けることで、温室効果ガス排出事業者の行動を変容させる「カーボンプライシング」という仕組みも検討が進められています。

具体的な手法としては、いわゆる「炭素税」として、温室効果ガス排出事業者に課税する手法や、炭素排出量について売買する「国内排出量取引」、CO₂の排出削減を証書化して取引を行う「クレジット取引」などが挙げられます。

2050年カーボンニュートラルに向けた産業のGXの推進

- 2050年カーボンニュートラルに向けては、国内外の**ビジネス環境**（国内のインフラ制約、設備投資、国内外の規制等）、国内外各産業の**市場規模**を踏まえて、**脱炭素手段の需給バランスや競争関係・補完関係の変化を見極めることが重要**。
- その上で、**どの脱炭素手段に政策資源を重点化するか、将来的に検討していくことが必要**。

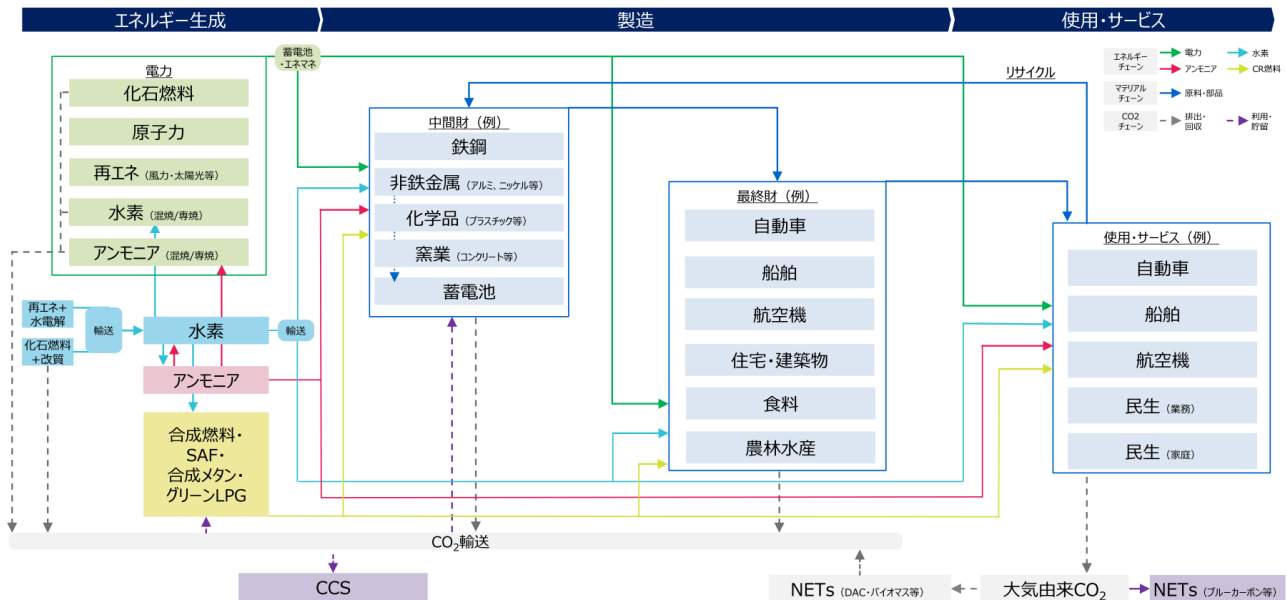


図 2050年カーボンニュートラルに向けたエネルギー等のフロー（産業）

出典：クリーンエネルギー戦略 中間整理（経済産業省）

1. カーボンニュートラル（CN）・成長に資するカーボンプライシング（CP）

- ✓ CN実現による成長とは、将来のイノベーションに向けた足元での投資や今ある技術の普及などによって、**足元の投資・消費などを喚起しつつ、将来的なイノベーションの実現や経済の構造転換を通じて、中長期的に国内経済や国際競争力を強化していくこと**だと考えられる。
- ✓ こうしたCN実現・成長に資するためには、あらゆる主体の行動変容を促す**CPの価格シグナル**と、**得られる収入を活用した後押し**がセットになった仕組みや、**予見可能性の高い仕組み**を考えるべき。
- ✓ 脱炭素化の時間軸や経済成長の時間軸に加え、**分野ごとの脱炭素技術の確立状況等の技術の時間軸**を踏まえた仕組みとすべき。

2. 国際的な動向も踏まえつつ、我が国の国益にかなうCP

- ✓ 諸外国におけるCPの現状など、国際的なCPの動向を踏まえた仕組みとすべきであること、とりわけ、欧州で**炭素国境調整措置**の検討が進む中、我が国が海外から不利益を受けることを防止する観点から、我が国の国情も踏まえた明示的なCPの導入・拡充も含めて、**我が国の国益にかなうCPの仕組み**を検討すべき。

3. 様々な懸念点に適切に配慮したCP

- ✓ 民間企業の投資・イノベーションの原資を奪うのではない、エネルギーコストの上昇が我が国産業の国際競争力に悪影響を与えるのではない、技術の進展度合いや利用可能性を踏まえないCPは経済成長を阻害するのではないか等の**様々な懸念点に適切に配慮できる仕組みが考え得るか**、検討すべき。

図 カーボンプライシングの検討状況

出典：カーボンプライシングの活用に関する小委員会中間整理（環境省）

3. 本市の概況

(1) 位置

本市は、九州の北西端、長崎県の北部に所在し、長崎市まで約 80km、東京まで約 1,000km、中国上海市まで約 800km の位置にあります。面積は 426.01km² です。

市内には、国見山 (776m)、烏帽子岳 (568m) や将冠岳 (445m) などの山系が連なり、臨海部はリアス海岸が形成されています。

大小様々の島が織りなす複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されています。



図 佐世保市の位置

(2) 沿革

本市の前身である佐世保村は、明治初期までは人口約 4,000 人の半農半漁の村でしたが、その後、1886 (明治 19) 年に旧海軍の鎮守府と軍港の設置が決定されてから急速に発展し、1902 (明治 35) 年に村から一挙に市になりました。

1948 (昭和 23) 年、佐世保港が西日本で戦後最初に貿易港として指定を受け、また、1950 (昭和 25) 年に施行された旧軍港市転換法により、平和産業港湾都市への歩みをはじめ、以降、造船業等を中心に発展してきました。

その後、平成の大合併により 2005 (平成 17) 年 4 月 1 日に吉井町・世知原町、2006 (平成 18) 年 3 月 31 日に宇久町・小佐々町、2010 (平成 22) 年 3 月 31 日に江迎町・鹿町町とそれぞれ合併しました。

現在、本市は長崎県の中で 2 番目となる人口約 25 万人の都市となり、2016 (平成 28) 年には特例市から中核市へ移行しました。また、「西海国立公園九十九島」や「ハウステンボス」など九州地区を代表する観光資源を有する観光都市としても知られています。



写真 九十九島



写真 ハウステンボス

(3) 気候

本市は近海を流れる対馬海流の影響を受けた温暖多雨な「西海型気候区」に属しており、寒暖の差は少なく比較的温暖な気候です。

2021（令和 3）年の年間平均気温は 18.1℃、年間降水量は 2,223mm となっています。年間平均気温 18.1℃は、1950（昭和 25）年以降、最も高い値となっており、地球温暖化の影響と考えられます。

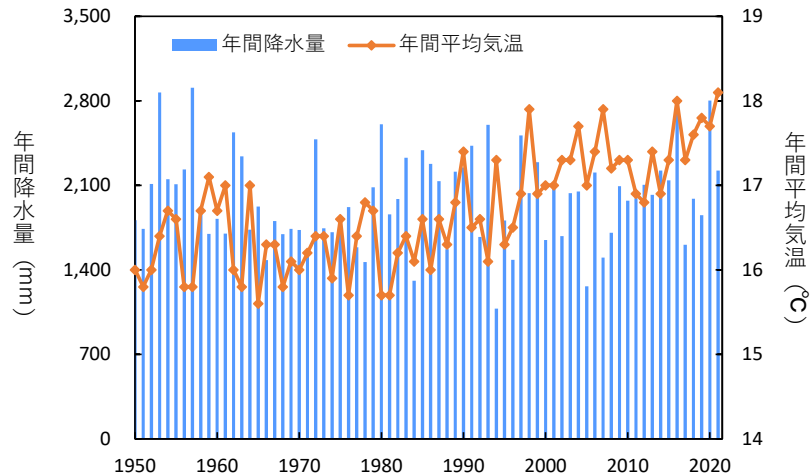


図 佐世保市における年間平均気温と年間降水量の推移（1950～2021 年）

出典：過去の気象データ検索（気象庁）

(4) 土地利用

本市の 2021（令和 3）年における土地利用面積の構成比は、山林が 45.9%と最も高く、次いで田が 14.0%、宅地が 13.1%となっています。近年は田や畑、原野の割合が減少し、宅地と山林の割合が増加しています。

なお、2010（平成 22）年の市町村合併により、山林の面積の割合が増加し、畑と宅地の割合が減少しています。

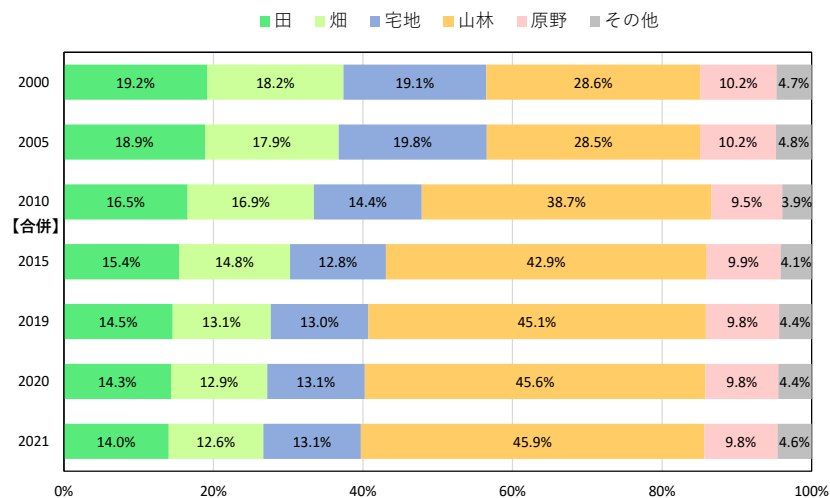


図 佐世保市の土地利用

出典：長崎県統計年鑑（長崎県）

(5) 人口

2020（令和 2）年の国勢調査では、本市の総人口は 243,223 人、世帯数は 104,053 世帯となっています。2015（平成 27）年の国勢調査と比較すると、人口・世帯数ともに減少しており、今後
も減少していくと推計されています。

年齢 3 区分別人口構成比では、少子高齢化の影響で 0～64 歳の人口は減少し、65 歳以上の人口は増加し続けると推計されています。

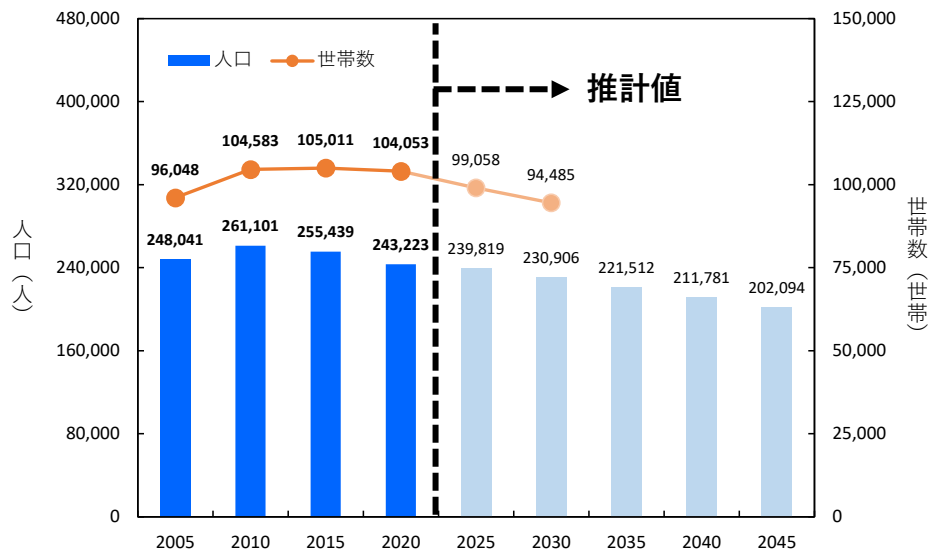


図 総人口及び世帯数の推移

※2020 年までは国勢調査実績値、2025 年以降は 2015 年の国勢調査の値をもとにした推計
出典：平成 17～令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

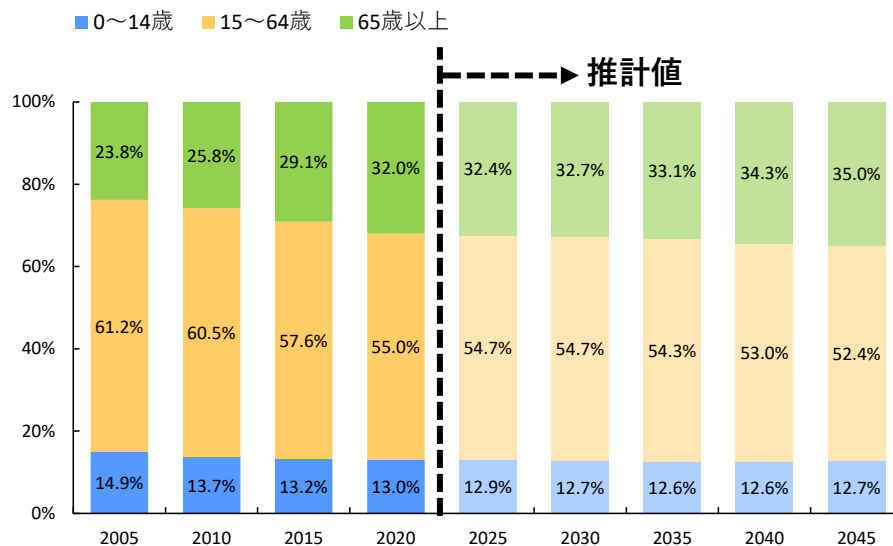


図 年齢 3 区分人口構成比の推移

※2020 年までは国勢調査実績値、2025 年以降は 2015 年の国勢調査の値をもとにした推計
出典：平成 17～令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(6) 産業

本市は、長崎県全体と比較して第三次産業の就業者数が多く、2020（令和2）年度では、77.3%であり、第三次産業に分類される卸売業・小売業、医療・福祉の就業者の割合が全体の約30%を占めています。

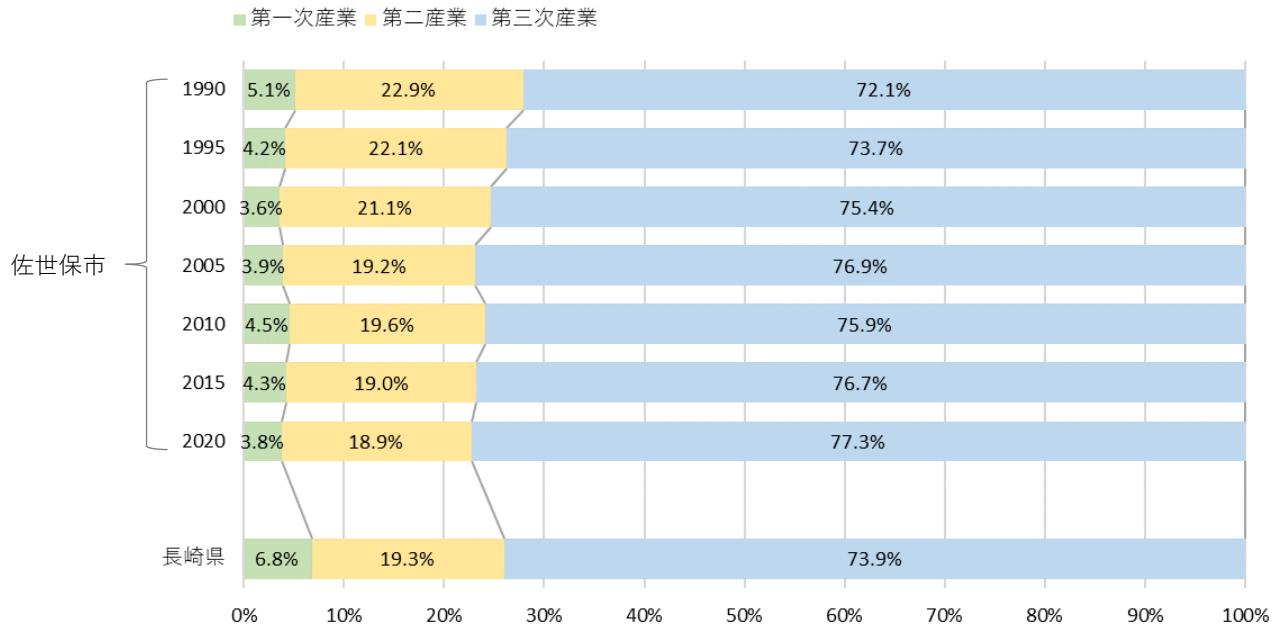


図 産業別就業者数構成比の推移

出典：国勢調査（総務省）

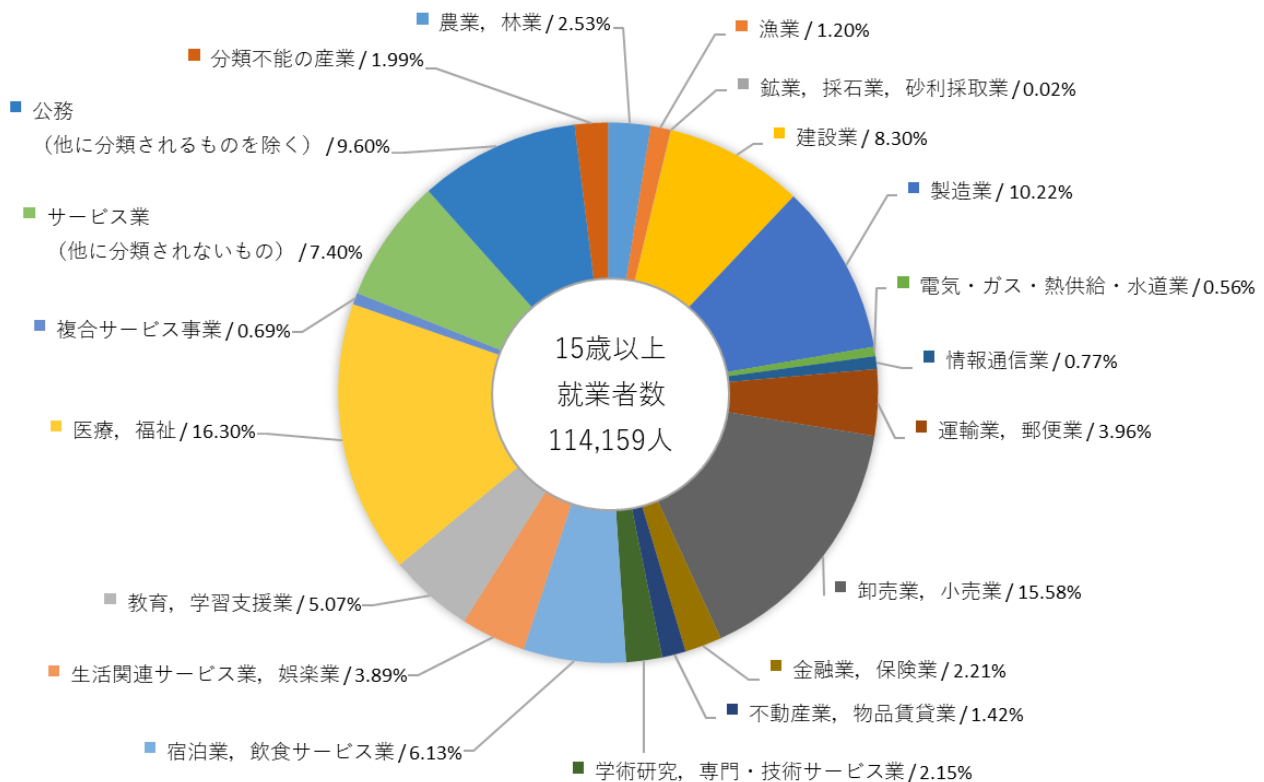


図 佐世保市における15歳以上の就業者数の産業別構成比（2020年度）

出典：令和2年国勢調査（総務省）

(7) 市民・事業者アンケート調査の結果

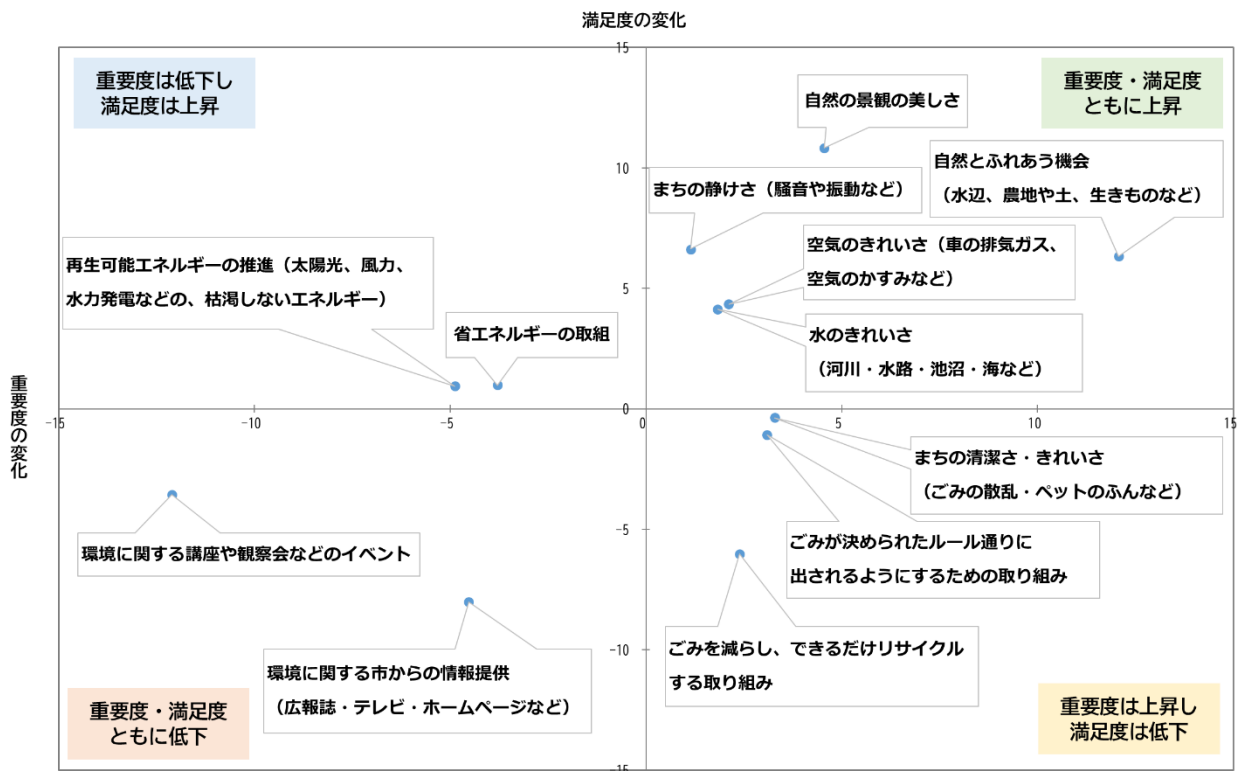
本市では、毎年度、環境問題に対する市民や事業者の皆様の問題意識や環境保全のための取組状況、環境行政へのニーズ等を把握するために、アンケート調査を実施してきました。

以下のグラフと表は、2016（平成28）年度と2021（令和3）年度の市民アンケート調査結果のうち、佐世保市の環境に関する満足度と重要度を比較したものです。環境に関する満足度・重要度の変化をみることで、環境に対する意識やニーズの変化がうかがえます。

例えば、「まちの清潔さ・きれいさ」「ごみが決められたルール通りに出されるようにするための取り組み」「ごみを減らし、できるだけリサイクルする取り組み」については、重要度が高くなっているものの、満足度が減少しており、改善に向けたニーズが高まっていると考えられます。

① 市民アンケート調査の結果

✧ 満足度・重要度の回答割合の変化（2021年度の回答割合-2016年度の回答割合）



項 目	重要度	満足度
自然とふれあう機会（水辺、農地や土、生きものなど）	12.1	6.3
自然の景観の美しさ	4.6	10.8
空気のきれいさ（車の排気ガス、空気のかすみなど）	2.1	4.3
水のきれいさ（河川・水路・池沼・海など）	1.8	4.1
まちの静けさ（騒音や振動など）	1.1	6.6
再生可能エネルギーの推進（太陽光、風力、水力発電などの、枯渇しないエネルギー）	-4.9	0.9
省エネルギーの取組	-3.8	1.0
まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱・ペットのふんなど）	3.3	-0.4
ごみが決められたルール通りに出されるようにするための取り組み	3.1	-1.1
ごみを減らし、できるだけリサイクルする取り組み	2.4	-6.0
環境に関する市からの情報提供（広報誌・テレビ・ホームページなど）	-4.5	-8.0
環境に関する講座や観覧会などのイベント	-12.1	-3.6

✧ 回答者数・回答率

項 目	2016 年度	2021 年度
回答者数	1,094 人	1,196 人
回収率	36.5%	39.9%

✧ 関心が高い環境問題

項 目	2016 年度	2021 年度	増 減
地球温暖化	75.5%	74.4%	→
食品ロス	—	57.4%	—
ごみのポイ捨てと不法投棄	41.5%	57.0%	↑
ごみの減量、リサイクル	40.2%	52.8%	↑
大気汚染（空気の汚れ）	63.5%	47.6%	↓
プラスチックごみ	—	42.3%	—
再生可能エネルギー	36.1%	42.1%	↑
排水による、川や海の水の汚れ	46.3%	41.1%	→
身近な自然の減少	27.1%	30.4%	↑
外来種の繁殖による生態系などへの影響	32.4%	29.3%	→
野生生物や希少な動植物の減少	15.4%	21.3%	↑
騒音、振動	24.0%	21.1%	→
悪臭	20.7%	17.2%	→
土壌汚染	19.5%	16.3%	→

✧ 満足度が高い周辺環境（「満足」または「やや満足」の回答割合）

項 目	2016 年度	2021 年度	増 減
自然の景観の美しさ	51.3%	62.1%	↑
ごみが決められたルールどおりに出されるようにするための取り組み	55.0%	53.9%	→
まちの静けさ（騒音や振動など）	42.7%	49.3%	↑
空気のきれいさ（車の排気ガス、空気のかすみなど）	48.0%	44.6%	→
まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱・ペットのふんなど）	40.3%	42.1%	↑
ごみを減らし、できるだけリサイクルする取り組み	42.5%	42.0%	→
地産地消の推進	—	40.0%	—
海、山、川、里山などの自然環境の保全	—	37.6%	—
自然とふれあう機会（水辺、農地や土、生きものなど）	30.7%	37.0%	↑
水のきれいさ（河川・水路・池沼・海など）	32.4%	36.5%	↑
環境に関する市からの情報提供（広報紙、テレビ、ホームページなど）	35.1%	27.1%	→
公共交通機関の便利さ	—	23.9%	—
再生可能エネルギーの推進（太陽光、風力、水力発電などの枯渇しないエネルギー）	18.7%	19.6%	↑
省エネルギーの取組	18.4%	19.4%	↑
自治会や NPO 団体などの環境保全活動	—	15.6%	—
環境に関する講座や観察会などのイベント	13.6%	10.0%	→

✧ 今後重要と考えている周辺環境（「重要」または「やや重要」の回答割合）

項 目	2016 年度	2021 年度	増 減
まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱・ペットのふんなど）	82.0%	85.3%	↑
水のきれいさ（河川・水路・池沼・海など）	82.7%	84.5%	↑
海、山、川、里山などの自然環境の保全	—	84.0%	—
空気のきれいさ（車の排気ガス、空気のかすみなど）	81.5%	83.6%	↑
ごみが決められたルールどおりに出されるようにするための取り組み	79.6%	82.7%	↑
ごみを減らし、できるだけリサイクルする取り組み	79.8%	82.2%	↑
自然の景観の美しさ	76.3%	80.9%	↑
公共交通機関の便利さ	—	79.6%	—
まちの静けさ（騒音や振動など）	75.7%	76.8%	↑
省エネルギーの取組	79.3%	75.5%	→
自然とふれあう機会（水辺、農地や土、生きものなど）	63.1%	75.2%	↑
再生可能エネルギーの推進（太陽光、風力、水力発電などの枯渇しないエネルギー）	79.3%	74.4%	→
地産地消の推進	—	73.2%	—
環境に関する市からの情報提供（広報紙、テレビ、ホームページなど）	66.9%	62.4%	→
自治会や NPO 団体などの環境保全活動	—	48.6%	—
環境に関する講座や観察会などのイベント	54.0%	41.9%	↓

② 事業者アンケート調査の結果

事業者アンケートにおける 2016（平成 28）年度と 2021（令和 3）年度の比較結果は以下のとおりです。

「関心が高い環境問題」については、「ごみのポイ捨てと不法投棄」「身近な自然の減少」に対する回答割合が大きく増加しています。地域の美化や自然といった、地域景観に関わる問題に対して関心を示す事業者が増えていると考えられます。

「環境に関する経営方針や管理手法」については、2016（平成 28）年度と比べ、ISO14001 や、その他の環境マネジメントシステムを導入している、または、今後導入しようとしている事業者の割合が増加しています。また、環境に関する内部監査の実施についても、回答割合が増加しています。このことから、環境マネジメントシステムの導入やそれに基づく内部監査の取り組みが少しずつ広がっていると考えられます。一方で、環境担当部門や担当者の配置、環境報告書の作成については、回答割合が減少しており、取り組みが広がっているとは言えません。この理由として、取り組みに伴う人的負担が大きいことや、また、取り組みの効果を実感しづらい等が考えられます。

回答者数・回収率

項 目	2016 年度	2021 年度
回答者数	116 社	112 社
回収率	46.4%	44.8%

関心が高い環境問題

項 目	2016 年度	2021 年度	増 減
地球温暖化	56.9%	59.8%	
ごみの減量、リサイクル	58.6%	50.9%	
再生可能エネルギー	44.8%	43.8%	
プラスチックごみ	—	42.0%	—
排水による、川や海の水の汚れ	32.8%	38.4%	
大気汚染（空気の汚れ）	39.7%	35.7%	
ごみのポイ捨てと不法投棄	19.8%	35.7%	
食品ロス	—	33.0%	—
身近な自然の減少	6.9%	18.8%	
騒音、振動	22.4%	17.9%	
土壌汚染	13.8%	17.9%	
悪臭	14.7%	15.2%	
野生生物や希少な動植物の減少	9.5%	10.7%	
外来種の繁殖による生態系などへの影響	12.1%	10.7%	

環境に関する経営方針や管理手法の導入状況（「すでに実施している」「今後実施したい」の回答割合）

項 目	2016 年度	2021 年度	増 減
環境に関する内部監査の実施	10.4%	12.5%	
環境担当部門や担当者の配置	18.1%	11.6%	
環境報告書の作成	12.1%	10.7%	
自主的な環境管理計画（環境に配慮した原材料、物品、サービスなどの購入ガイドライン）の策定	15.5%	9.8%	
ISO14001 の認証取得	5.1%	8.0%	
その他の環境マネジメントシステムの ¹ 導入	3.5%	5.4%	
エコアクション 21 の認証取得	3.5%	2.7%	

¹ 環境マネジメントシステム：企業・団体等が環境方針、目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための計画や体制、プロセス等のことです。

4. 中間見直しの方針

本計画の中間見直しは、以下の方針に基づき行いました。

① 環境像、基本目標は現在の社会情勢を反映したものとしします。

前述したとおり、現計画の策定後に、SDGs やカーボンニュートラルの実現など、環境に関する社会情勢は大きく変化しています。

これらの変化に適切に対応した計画とするため、現計画で定めた環境像及び基本目標についても、社会情勢の変化に合わせて適宜改定します。

② 地球温暖化対策実行計画、環境教育等推進行動計画を統合します。

1 ページで触れたとおり、本計画には、下記の計画を統合します。

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
- ・環境教育等推進行動計画

いずれの計画も、環境政策の大元を定める環境基本計画に統合することで、市の基本政策と、それぞれの実現に向けた各種施策の連携がしやすくなると考えています。

③ 計画の方針「市民・市民団体・事業者・行政の協働で行うための計画」は堅持します。

社会情勢の変化により、行政だけでなく、市民の方や市民団体、また各種の事業者の取り組みの重要性はさらに高まっています。

このため、市民・市民団体・事業者・行政といった、各主体が協働して行うための計画という方針は堅持し、各基本目標の実現のために必要な取り組みについては、行政だけでなく、市民・市民団体・事業者の取り組みも引き続き記載します。

④ 「市民満足度」については、中・長期的な進捗をはかる目安とし、毎年度の指標からは除外します。

これまで、「自然とのふれあいに対する市民満足度」など、市民アンケートによる「市民満足度」を成果指標や取組指標に用いていましたが、年度ごとの変動が激しい、他の指標との相関関係が明らかでなく、分析が難しいなどの課題がありました。

そのため、今回の計画改定を機に、市民アンケートは、計画の改定や見直しの時期に中・長期的な意識の変化を確認するために実施することとし、各年度の進捗をはかる成果指標・取組指標からは除外することとします。

Ⅱ 計画の基本的事項

1. 計画の役割と位置づけ

本計画は、佐世保市における「環境分野の総合計画」といえます。本計画は、目指す環境像を掲げ、その実現に向けて、市民、事業者をはじめ関係団体、市等の行政機関などが、それぞれ、または協働により、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本となる計画です。

本計画では、環境分野の個別計画との整合や関連する他分野との連携を図りながら、目指すべき環境像と実行する施策を位置づけます。

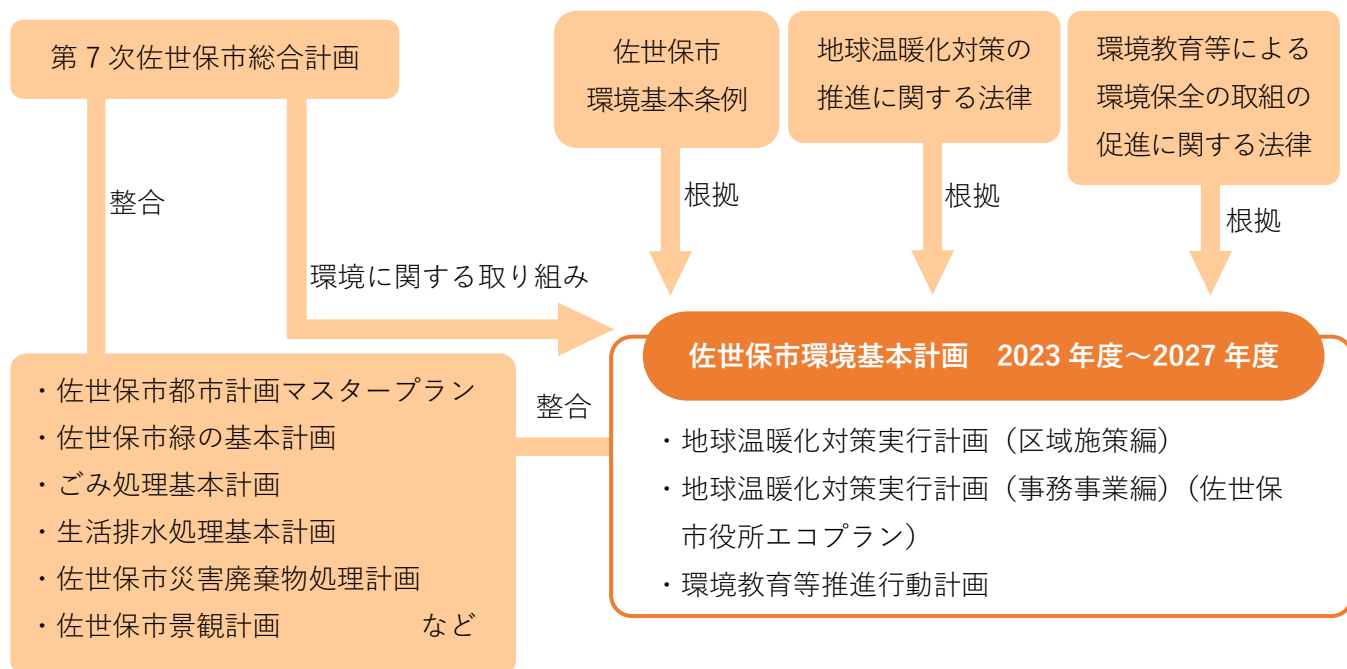


図 計画の位置づけ

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。



3. 計画で対象とする環境の範囲

本計画の環境の対象分野は以下のとおりとします。

環境の対象分野	環境の要素
自然環境	海、山、川、里山、動植物、生態系 など
生活環境	大気、騒音・振動、水質、緑、まちなみの美化、良好な景観形成 など
ごみ・資源	ごみの減量、リサイクル など
地球環境	温室効果ガス（カーボンニュートラル）、エネルギー など
環境教育	環境保全活動、地域コミュニティ活動 など

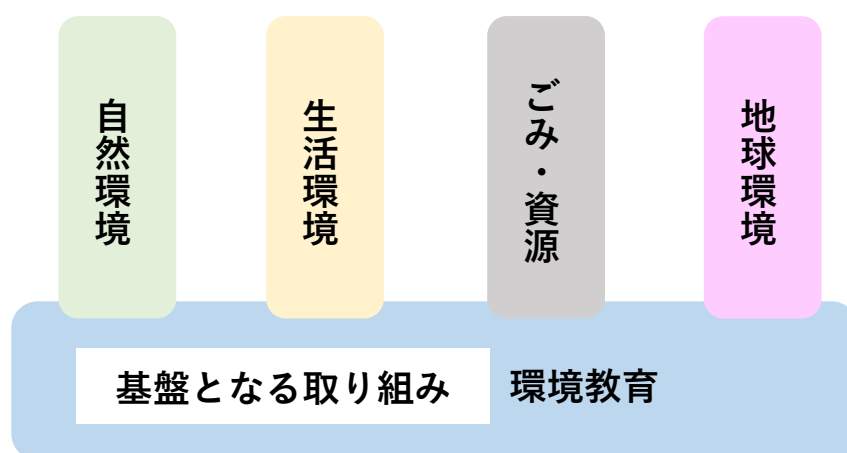


図 計画の対象範囲

4. 計画の主体と役割

本計画の主体は、市民・市民団体・事業者・行政とします。

また、環境教育を推進するためには、教育機関の協力が不可欠です。そのため、本計画では、教育機関は「行政」の中に含まれるものとします。

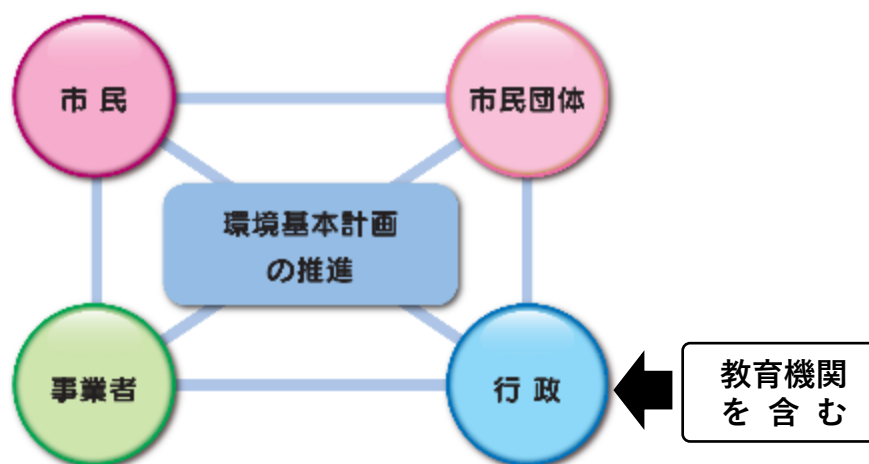


図 計画推進の主体

佐世保市環境基本条例の各主体の役割の抜粋

（市民の役割）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、自らの行動を環境の視点から見直し、日常生活において良好な環境を損なうことのないよう配慮するとともに、資源及びエネルギーの利用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、市民団体、事業者及び市と協働し、良好な環境の保全等の活動（以下「環境保全活動」という。）に努めるものとする。

（市民団体の役割）

第5条 市民団体は、基本理念にのつとり、環境保全活動を推進するとともに、市民への情報提供及び市民の参画又は活動機会の充実に努めるものとする。

2 市民団体は、市民、事業者及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのつとり、積極的に環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの責任と負担において、その事業活動によつて良好な環境を阻害することがないように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者は、市民、市民団体及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、基本理念にのつとり、市域の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たつて環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、良好な環境の保全等のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、長崎県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

4 市は、市民、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（一時滞在者等の協力）

第8条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのつとり、環境への負荷を低減し、及び市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

Ⅲ 望ましい環境像・基本目標

1. 基本理念

佐世保市環境基本条例の第3条には、良好な環境の保全等に関する基本理念が定められています。本計画は、この基本理念に基づき取り組みを進めます。

佐世保市環境基本条例の基本理念の抜粋

- (1) 環境問題は優先的課題との認識のもと、生活の豊かさの追及と良好な環境の保全等の調和を図り、持続的発展が可能な社会を構築していくこと。
- (2) 佐世保市の豊かな緑と水辺に恵まれた自然環境を守り、多様な動植物が生息できる環境を保全、再生及び創造し、自然と人が共生するとともに、健全で恵み豊かな環境が、将来にわたって維持されるよう努めていくこと。
- (3) 地球環境保全は、人の日常の暮らしや事業活動が地球全体の環境と密接に関連していることから、市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の対等なパートナーシップと公平な負担により取り組んでいくこと。
- (4) 地球規模で考え、地域から行動するためには、環境教育・環境学習の充実が必要であり、誰もが、環境問題に関心を持ち、参加し、理解して、正しい情報や知識に基づく行動につながる仕組みを構築していくこと。

2. 望ましい環境像

本計画における「望ましい環境像」を次のとおり定めます。

望ましい環境像

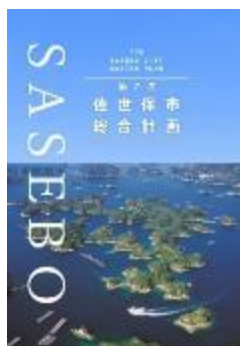
豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち

○ 環境像の考え方

本市の最上位計画である「第7次佐世保市総合計画」では、環境政策における望まれる姿として「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げています。

本計画では、総合計画における望まれる姿を、より具体的に示す意味で、豊かな「自然」と「生活」が共存しつつ、ともに将来にわたって持続する形を掲げるものです。

なお、総合計画における「快適な生活」、本計画における「(豊かな)暮らし」は、単に物質的な快適さ・豊かさを示すものではなく、豊かな自然が維持されることで、大気・水などの生活環境が良好な中で生活できることを示しています。



第7次佐世保市総合計画

環境政策における「望まれる姿」

「自然と快適な生活が共存するまち」



より具体的に表現



佐世保市環境基本計画

環境基本計画における「望ましい環境像」

「豊かな自然と暮らしが
未来にわたって続くまち」

3. 基本目標の見直し

社会情勢の変化や環境政策審議会での議論等を踏まえ、以下のとおり基本目標の見直しを行いました。

従前の基本目標	新たな基本目標
1 自然環境の保全	I 自然環境の保全
2 快適な生活環境の保全	II 安全・安心な生活環境の保全
3 大気・水環境の保全	
4 ごみの減量・資源化	III ごみの減量・資源化
5 地球温暖化の対策	IV カーボンニュートラルの推進
6 環境保全活動の推進	V エコライフ・環境教育の推進

変更点1：「快適な生活環境の保全」と「大気・水環境の保全」を「**安全・安心な生活環境の保全**」に統合

「望ましい環境像」に示したとおり、本計画は豊かな自然と生活の共存を目指しています。そのため、日常生活に関連の深い、大気・水についても生活環境のひとつととらえ、2つの基本目標を統合しました。

また、「快適」についても、より具体的に「安全・安心な」と表現を改めました。

変更点2：「地球温暖化の対策」を「**カーボンニュートラルの推進**」に変更

3ページでも記載したとおり、2050年カーボンニュートラルの実現は、国が掲げる目標です。また、本市においてもゼロカーボンシティ宣言を行ったことは冒頭に示したとおりです。

そのため、温室効果ガス排出削減を目指す基本目標「地球温暖化の対策」について、「カーボンニュートラルの推進」というより明確な名称に変更するものです。

変更点3：「環境保全活動の推進」を「**エコライフ・環境教育の推進**」に変更

1ページに記載したとおり、本計画には「佐世保市環境教育等推進行動計画」を統合することとしています。

そのため、「環境教育」、その実践である「エコライフ」の推進を基本目標として明記し、本計画が環境教育等の推進を目指していることを明確にしたものです。